

平成28年3月11日

於・1002会議室（10階）

第1029回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○日本放送協会に対する平成28年度国際放送等実施要請について （諮問第6号）	1
3. 閉 会	8

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会に対する平成28年度国際放送等実施要請について（諮問第6号）

○前田会長 審議を開始いたします。

はじめに、諮問第6号、日本放送協会に対する平成28年度国際放送等実施要請につきまして、金澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○金澤国際放送推進室長 右肩に諮問第6号説明資料と記載されております資料をご覧ください。

本件は、日本放送協会が行うラジオ国際放送及び外国人向けテレビ国際放送について、平成28年度の放送の実施を要請するものでございます。まず、要請放送の制度でございます。2の概要にございますとおり、放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣がNHKに対しまして、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定してラジオ及びテレビの国際放送を行うことを要請できると、このように定めております。その費用につきましては、(2)にございますとおり、平成28年度予算におきましては、ラジオが約9.6億円、テレビが約25.8億円、合計約35.4億円となっております。

それでは次のページをご覧ください。Ⅱの実施要請の内容でございます。こちらが諮問の内容となります。まず、1のラジオ国際放送に対する要請でございますが、本年度と同じ内容となっております。

1の放送事項は、放送法第65条第1項に規定されました邦人の生命、身体及び財産の保護や国の重要な政策に係る事項などに係る報道及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することとの文言を付しております。2の放送区域では、電波を中継する中継局のエリアで区分した地域を記載しております。また、3のその他必要な事項としては、特記事項といたしましては、(5)で使用言語を日本語、中国語又は朝鮮語とすることなどを指定し、4では(2)においてその期間を平成28年度中とこのようにしております。

続きまして、テレビの国際放送に対する要請でございます。こちらは変更がございますので、本年度と比較いただくために参考資料の4ページをご覧ください。右側が本年度の要請内容で、左側が変更しようとする内容でございます。このうち主な追加変更内容は赤字で記載しております。1の放送事項、2の放送区域は変更ございません。3のその他必要な事項については、主なものとして3点変更を考えております。まず、(3)におきまして、右側の平成27年度要請では、「用いる言語は、英語とすること。」としておりましたが、この点につきましては英語以外の言語によるNHKの自発的取組があればこれに配慮したいと、このように思っております。続いて、「用いる言語は、英語によるほか、」というように変更したいと思います。続いて、(4)ですが、まず、現地の視聴実態を「よく把握し」との文言を追加しております。NHKのテレビ国際放送の認知度の向上に当たりまして、現状の視聴実態をさらに把握する必要があるのではないかという問題意識から、この点を強調・明確化したいと考えたものでございます。最後に「放送と連携したインターネットの適切な活用」との文言を追加しております。これは放送を取り巻く環境が大きく変わる中におきまし

て、テレビ国際放送につきましても、インターネットを適切に利用して国際放送の効果を最大限発揮させることが必要ではないかと、こういう考え方を反映させたいということでございます。

簡単ではございますが、以上が来年度のラジオ及び外国人向けテレビ国際放送の実施要請の内容になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますか。

○石黒委員 1つ質問があるのですが、このテレビ国際放送のほうで、今回の変更で3の(3)でももとは「用いる言語は、英語とすること。」の次に「他の言語と併せ用いることができる」と書いてあるのを、「英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる」とした趣旨というのは、「英語とすること」と書くとそれが原則であって、例外的に英語プラスほかの言語でやってもいいと読めるので、そうではなくて、英語でもいいし、英語プラスほかの言語でもいいということをもっと前に打ち出した形に変えたいとそういうことですか。

○金澤国際放送推進室長 おっしゃるとおりです。

○石黒委員 そういうことですね。分かりました。

○前田会長 ほかに何かありますか。

では、お願いします。

○吉田代理 変更点は先ほど最後にご説明いただいたところということで、基本的に私としては非常に結構ではないかと思えます。それで、最後におっしゃられましたインターネットですが、これは昨年も申し上げたかと思えますが、今インターネットが世界的にどんどん発展を遂げていまして、これからその放送に占める比重が大きくなると思っております。その意味で、電波による放送とインターネットを、車の両輪として今後うまく進めていただけるとありがたいと思いました。

特に、インターネットは、人が多く住んでいるエリアや市街地など、地球上で考えると比較的限られたエリアかもしれませんが、それが使える地域であれば、非常に豊富な情報が得られるのに対して、電波による放送は、あまねく広くというか、まだネットが使えないエリアも含めて非常に広範なエリアをカバーできるメリットがございます。そういう意味で、両者のメリットをうまく生かして、かつ両方使える場合には、先ほどご指摘がありましたように、うまく連携をさせて、この国際放送の効果を最大限に発揮できるようにしていくことは非常に望ましいことではないかと思えます。したがって、車の両輪と言いましたが、電波による放送とインターネットをうまく活用して、その効果を最大限に高めていただければと希望いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

○前田会長　ほかにはいかがですか。

○松崎委員　放送する内容、放送コンテンツのことでお伺いしたいのですが、これは全部、ゼロベースからつくったものを放送するということなのですか。それとも昔ケーブルテレビが開始した頃に、よそからも番組を買ってそれを自分の局で流したりとしていたように、既存のNHKの番組でもいいのですが、既に放映したものを英語バージョンなり、ほかの言語のバージョンに焼き直して放送することもあるのでしょうか。

○金澤国際放送推進室長　今のご指摘ですが、NHKの外国人向けテレビ国際放送は、平成20年度に大幅に強化されました。そのころは日本語によるコンテンツを利用したものが非常に多かったのですが、現在においては、ほとんどがオリジナルのコンテンツでございます。一部、例えば「NHKスペシャル」や「クローズアップ現代」のようなものがございますが、基本的にはオリジナルのコンテンツで、外国人の視点で外国人のニーズにあったもの、こういったものをゼロベースで作っています。逆に今では、その中でいいものがあれば、

国内の放送で使うという共用のような仕方をしており、それぐらいレベルが上がっているコンテンツもあるとご理解いただければと思います。

○松崎委員　ゼロベースでつくるほうが予算はかかりますよね。

○金澤国際放送推進室長　そのため、特にここ数年、大幅に予算が拡充されております。

○松崎委員　ですね。予算の増大と関連性があるのかとふと思って……。

○金澤国際放送推進室長　おっしゃるとおりでございます。

○松崎委員　最近NHKの番組も大変民放化しているという言い方がいいのかどうか分かりませんが、「え？これがNHK？」と思うような番組があって、例えば具体例で言うと「サラメシ」などですが、外国人が観ても「へえ、日本人ってこういう食文化を持っていて、奥さんがこんなお弁当をご主人に持たせているのか」とか文化理解に一役買いそうだと思います。中小企業の社長さんが社員のお昼だけではなくて顧客にもお手製のランチをサービスしているなどというのはとても紹介したい内容だと。

○金澤国際放送推進室長　そちらの番組は、NHKワールドTVにおいても、「Lunch ON!」という番組名で放送されております。

○松崎委員　そうですか。それはすごくいいですね。ぜひ、今日的な日本の文化を発信していただきたいと思います。

○前田会長　ありがとうございました。

私からも、プリミティブな質問。今頃こんな質問をするのは申しわけないのですが、NHKは衛星を通じて放送を実施していますが、その受信以降については何も関わっていないわけですよ。

これは確認です。なぜこのようなことを申し上げるかというと、例えば中国という国は国営の放送を衛星で流すと同時に、相手の国の受信側についても非常に大きな投資をしていて、その国が中国の文化圏になるような努力をしてい

ることもあります。放送のその次というか、向こう側での何らかの施策は、これはこの要請とは直接関係ないのかもしれないですが、何か考えるべきという気がいたしました。

それで、この2ページ目のどこに衛星の電波が行っているかという世界地図が出ていて、太平洋の真ん中にはたくさん島があるけれども、そういうところには余り行っていないように見えるところもあります。余り行っていないというのは語弊があるかもしれませんが。例を挙げると、フィリピンの東側に境があり、この図ではよく分かりませんがミクロネシアという、戦前は日本語を話していた地域があるわけです。そういったところに対して、何らかの普及策が行われているかどうかというのはこの図だけでは定かではなかったので、心配になったものですから。そういったことについて何か情報があれば。

○金澤国際放送推進室長 まず、1点目でございます。要請の中でも「受信環境の一層の整備」という文言を入れておまして、衛星から放送を降らせるだけではなくて、受け手の側、これをどのようにして整えるかについての問題意識、重要性はNHKも持っております。ただ、同時に今回要請文に追加させていただきましたが、そうは言いながらもまだ視聴実態がよく把握できていないということもあります。例えば、ケーブルテレビも含めて視聴可能世帯は2.9億世帯というのはございます。しかし、実際に視聴されているかどうかは分からず、ホテルについても、視聴実態はほとんど分からないという状況がございます。ですので、現地における配信料を支払ったりして、その費用の一部は国費も入っており、努力はしつつありますが、なお努力する必要があるという問題意識を持って取り組んでおります。したがって、ただ放送をするだけではないというのが1点目でございます。

○前田会長 なるほど。

○金澤国際放送推進室長 2点目でございます。ミクロネシアの辺りは手元で

言いますと、インテルサットでカバーしております、それをケーブルテレビで再送信している事業者が幾つかございます。例えば、前田会長がおっしゃったフィリピンですと数は決して多くはなく、合計で約80万世帯に配信されておりますが、まだ遅れております。

○前田会長　そういった点を留意して今後政策を進めていただければと思います。ありがとうございました。

ほかには。

はい、林先生。お願いします。

○林委員　先ほど御説明のあった国際放送等実施要請事項のうち、「放送と連携したインターネットの適切な活用を図る」という箇所、「連携」という文言が使われている意味についてお聞きしたいのですが、NHKのいわゆるインターネット活用業務においては、放送の「補完」的役割、「補完」的サービスに留めるということが強調されていたかと存じます。そのこととの対比において、今回、本件において、「連携」という文言を使用した趣旨といたしますか、理由をご教示いただければと存じます。

○金澤国際放送推進室長　インターネットの適切な活用としましたのも、広い意味で言いますとインターネット活用業務の一環でございますが、国内放送と国際放送とでは、規律が違います。例えば、国内放送で言いますと、テレビジョン放送の24時間配信というのは、禁止されており、行われておりません。一方、インターネットによるNHKワールドTVの24時間配信は現に行われておりますし、VODについても今13コンテンツですが、それがどんどん拡充されております。その辺りは大分差がございます。一方、本件はインターネットではなく、テレビ国際放送に関する要請でございます。このため、放送と連携というように放送を一つの軸としつつも、先ほど吉田会長代理からございましたが、インターネットをきちんと両輪の一つとして活用するという思いを

込めたつもりでございます。

○林委員 ニュアンスがよく分かりました。ありがとうございました。

○前田会長 よろしいですか。特に反対のご意見もないようでしたので、それでは諮問第6号につきまして、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 本日はこれにて終了とさせていただこうかと思います。次回の開催につきましては、平成28年3月23日水曜日9時30分からを予定していますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。